

〒650-8152
和歌山市十番丁72番地
カサ・デ まるのうち201

吉田益夫 様



事件番号 平成28年(ネオ)第44号
上告提起事件
上告人 有限会社銀徳外1名
被上告人 吉田益夫

上 告 提 起 通 知 書

平成28年2月18日

被上告人 吉田益夫 様

〒530-8521
大阪市北区西天満2-1-10
大阪高等裁判所第2民事部3係
裁判所書記官 北 田 亜
電話 06-6316-2414
FAX 06-6365-5950



下記の事件の判決に対して上告の提起がありましたので、民事訴訟規則189条1項(□行政事件訴訟法7条)により通知します。

記

平成27年(ネ)第2604号 損害賠償請求控訴事件

〒650-8152
和歌山市十番丁72番地
カサ・デ まるのうち201

吉田益夫 様



事件番号 平成28年(ネ受)第54号
上告受理申立て事件
申立人 有限会社銀徳外1名
相手方 吉田益夫

上告受理申立て通知書

平成28年2月18日

相手方 吉田益夫 様

〒530-8521
大阪市北区西天満2-1-10
大阪高等裁判所第2民事部3係
裁判所書記官 北 田 亜
電話 06-6316-2414
FAX 06-6365-5950



下記の事件の判決に対して上告受理の申立てがありましたので、民事訴訟規則199条2項、189条1項(□行政事件訴訟法7条)により通知します。

記

平成27年(ネ)第2604号 損害賠償請求控訴事件

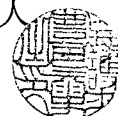
上告状兼上告受理申立書

平成28年2月15日

最高裁判所 御中

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人

弁護士 豊 田 泰 史



弁護士 太 田 達 也



弁護士 重 藤 雅 之



〒649-6202 和歌山県岩出市根来92番地

上告人兼上告受理申立人 有限会社 銀 徳

代表者 取締役 吉 村 公 俊

〒649-6234 和歌山県岩出市高瀬148番地

上告人兼上告受理申立人 吉 村 公 俊

〒640-8154 和歌山市六番丁24番地 ニッセイ和歌山ビル11階

あすか綜合法律事務所 (送達場所)

電話 073-433-3980 FAX 073-433-3981

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人

弁護士 豊 田 泰 史

弁護士 太 田 達 也

弁護士 重 藤 雅 之



〒640-8152 和歌山市十番丁72番地 カサ・デ・まるのうち201

被上告人兼相手方 吉 田 益 夫

損害賠償請求上告及び上告受理申立事件

訴訟物の価額 金 10,000円

貼用印紙額 金 2,000円

上記当事者間の大阪高等裁判所平成27年（ネ）第2604号損害賠償請求控訴事件について、平成28年2月3日に言渡された判決は全部不服であるから、上告提起と上告受理申立てをする。

原判決の表示

主 文

- 1、原判決を次のとおり変更する。
- 2、控訴人らは、被控訴人に対し、連帯して1万円及びこれに対する平成26年7月7日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3、被控訴人のその余の請求をいずれも棄却する。
- 4、訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。
- 5、この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事実及び理由

省 略

上 告 の 趣 旨

原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

上告受理の趣旨

- 1、本件上告を受理する。
- 2、原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

上告の理由及び上告申立の理由

追って、上告理由書及び上告受理申立理由書を提出する。

添付書類

- | | |
|-------------|----|
| 1、訴訟委任状 | 4通 |
| 2、履歴事項全部証明書 | 1通 |

以 上